

所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

【算定条件】

1. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合（肺炎の者または尿路感染症者に対しては診療にあたり、検査を実施した場合に限る。）に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - ◇肺炎、尿路感染症（診療にあたり検査を行った場合のみ算定可）
 - ◇带状疱疹
 - ◇蜂窩織炎
 - ◇慢性心不全増悪（令和6年4月改正より）
4. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

【対象となる施設名】

医療法人博仁会 介護老人保健施設大宮フロイデハイム

【令和7年度算定状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）】

◇肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

◇尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	6
日数	0	13	0	0	0	0	5	0	0	0	0	22	40

◇带状疱疹

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7

